

○農作物共済損害認定準則

(平成三十年三月二十八日農林水産省告示第六百三十九号)

(最終改正…令和四年三月二日農林水産省告示第五百十三号)

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第八十二条（同令第一百七十四条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、農作物共済損害認定準則を次のように定める。

農作物共済損害認定準則

第一 組合等が行う損害の額の認定

1 組合等（農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号。以下「法」という。）第十一条第一項に規定する組合等をいう。以下同じ。）は、全相殺方式（農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第八十七条第一項第一号に規定する全相殺方式をいう。以下同じ。）の共済関係について法第三百三十条第三号の規定による通知（以下「損害通知」という。）を受けたときは、その通知をした組合員等（法第十条第一項に規定する組合員等をいう。以下同じ。）の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が耕作する農作物に係る収穫量を、次の各号に掲げる組合員等の区分に応じ、当該各号に定める方法により調査し

なければならない。

一 規則第八十七条第三項第一号に掲げる者として全相殺方式を選択した組合員等 乾燥調製施設における計量結果（麦にあつては、乾燥調製施設の計量結果又は売渡数量）の確認（収穫物のうち乾燥調製施設に搬入されないものについては、収穫前における検見又は実測）

二 規則第八十七条第三項第二号に掲げる者として全相殺方式を選択した組合員等 当該組合員等の青色申告書（規則第八十七条第三項第二号に規定する青色申告書をいう。以下同じ。）及びその関係書類の確認

三 規則第八十七条第三項第三号に掲げる者として全相殺方式を選択した組合員等 当該組合員等の規則第八十七条第三項第三号に規定する書類、同号に規定する帳簿及びこれらの関係書類の確認

2 組合等は、半相殺方式（規則第八十七条第一項第二号に規定する半相殺方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等に、共済事故による損害が生じた耕地の全てにつき当該耕地ごとの見込収穫量を申告させ、収穫前に、当該耕地の一部につき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

3 組合等は、災害収入共済方式（規則第八十七条第一項第四号に規定する災害収入共済方式をいう。以下同じ。）

）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、当該組合員等が耕作する農作物に係る収穫量及び品質を、次の各号に掲げる組合員等の区分に応じ、当該各号に定める方法により調査しなければならない。

一 規則第八十七条第四項第一号に掲げる者として災害収入共済方式を選択した組合員等 当該組合員等からその生産した収穫物について加工若しくは販売の委託又は売渡しを受けた者の当該委託又は売渡しに係る資料の確認（収穫物のうち加工若しくは販売の委託又は売渡しが行われないものについては、収穫前における実測）

二 規則第八十七条第四項第二号に掲げる者として災害収入共済方式を選択した組合員等 当該組合員等の青色申告書及びその関係書類の確認

4 組合等は、一筆方式（規則附則第八条第二項に規定する一筆方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、収穫前に、その通知に係る耕地の全てにつき、共済事故による損害が発生していることを確認するとともに、検見又は実測の方法により収穫量を調査しなければならない。

5 組合等は、地域インデックス方式（規則第八十七条第三号に規定する地域インデックス方式をいう。以下同じ。）の共済関係について損害通知を受けたときは、その通知をした組合員等の耕地を見回って共済事故に

よる損害が発生していることを確認しなければならない。

6 組合等は、全相殺方式、半相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済関係に係る損害通知において、全損耕地（規則第九十六条第二項に規定する全損耕地をいう。以下同じ。）がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、全損耕地に該当するか否かを調査しなければならない。

7 組合等は、全相殺方式、地域インデックス方式及び災害収入共済方式の共済関係であつて一筆半損特約（規則第八十七条第五項に規定する一筆半損特約をいう。）を付したものに係る損害通知において、半損耕地（規則第九十六条第三項に規定する半損耕地をいう。以下同じ。）がある旨の通知を受けたときは、その通知に係る耕地の全てにつき、収穫前に、半損耕地に該当するか否かを調査しなければならない。

8 組合等は、前各項の規定による調査（以下「悉皆調査」という。）を行わせるため、損害評価員（損害の防止又は認定等の業務に従事する者をいう。以下同じ。）を任命することができる。

9 組合等は、悉皆調査を組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

10 組合等は、第一項から第四項までの規定による調査（第一項及び第三項の規定による調査にあつては、収穫前の検見又は実測の方法によるものに限る。）を行うため、当該組合等の区域（法第十条第一項に規定する全国連

合会及び法第一百七条第一項に規定する共済事業を行う市町村にあつては、共済事業の実施区域。以下同じ。）を区分して当該調査を行う単位となる地区（以下「損害評価地区」という。）を定めなければならない。ただし、組合等の区域内に存する共済目的が僅少である場合又は共済金を支払うべき損害が僅少である場合であつて、その区域を区分する必要がないと認めるときは、この限りでない。

11 組合等は、損害評価地区を定めたときは、損害評価地区ごとに、当該損害評価地区を担当する組合等の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

12 組合等は、損害評価地区を定めて調査を行ったときは、当該調査の終了後遅滞なく、損害評価地区ごとに、当該調査を行った耕地の一部につき、当該調査の結果を検定するための調査（以下「抜取調査」という。）を検見又は実測の方法（第三項の規定による収穫前における実測の方法による調査を行った場合の抜取調査にあつては、実測の方法）により行わなければならない。ただし、組合等が第一項から第四項までの規定による調査を収穫前における実測の方法により行った場合は、当該組合等は抜取調査を省略することができる。

13 抜取調査は、組合等の職員及び損害評価会の委員（組合等が必要があると認める場合にあつては、組合等の職員、損害評価会の委員及び損害評価員）により行うものとする。ただし、組合等の区域に離島（離島振興法（昭

和二十八年法律第七十二号) 第二条第一項の規定に基づき指定された離島振興対策実施地域、奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号) 第一条に規定する奄美群島、小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号) 第四条第一項に規定する小笠原諸島又は沖縄振興特別措置法(平成十四年法律第十四号) 第三条第三号に規定する離島のいずれかに該当する離島(組合等の事務所が所在するものを除く。)に限る。以下同じ。)が含まれる場合は、当該離島における抜取調査は、損害評価会の委員及び損害評価員により行うことができる。

14 組合等は、悉皆調査及び抜取調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、全相殺方式、半相殺方式及び地域インデックス方式にあつては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき減収量(以下「共済減収量」という。)を、災害収入共済方式にあつては組合員等ごとに共済金の支払の対象となるべき生産金額の減少額(以下「共済減少額」という。)を、一筆方式にあつては耕地ごとに共済減収量を算定し、これに基づき共済金の支払見込額である損害の額を認定しなければならない。

15 組合等は、前項の規定による認定に係る組合員等の数又は耕地の面積、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を、特定組合等(法第二百条に規定する特定組合等をいう。以下同じ。)以外の組合等にあつては連合会認定

区分ごとに合計して都道府県連合会（法第十一条第二項に規定する都道府県連合会をいう。以下同じ。）に通知し、特定組合等にあつては政府保険認定区分ごとに合計して農林水産大臣に報告しなければならない。

16 前項の連合会認定区分及び政府保険認定区分は、連合会認定区分にあつては農作物連合会保険区分（規則第六十一条に規定する農作物連合会保険区分をいう。）を、政府保険認定区分にあつては農作物政府保険区分（規則第二百二十七条に規定する農作物政府保険区分をいう。以下同じ。）を、それぞれ共済金の支払時期により細分した区分として組合等が定める区分とする。

17 組合等（特定組合等を除く。以下この項において同じ。）は、都道府県連合会から第二第九項及び第十三項の規定による通知があり、かつ、当該通知に係る数量又は金額が第十四項の規定により組合等が算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計と異なるときは、都道府県農業共済保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、損害評価会の意見を聴いて、当該組合等が同項の規定により算定した共済減収量の合計又は共済減少額の合計が都道府県連合会の通知に係る数量又は金額を超えないよう、共済金の支払対象となるべき組合員等又は耕地及び共済減収量又は共済減少額を修正して、損害の額を認定しなければならない。

18 特定組合等は、第十五項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府保険認定区分ごとの合計が、政

府保険認定区分別の農作物通常責任共済金額（共済掛金区分（法第三百三十七条第一項に規定する共済掛金区分をいう。以下同じ。）ごと及び危険段階（同項に規定する危険段階をいう。以下同じ。）ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率（規則第百六十三条第一項の危険段階別農作物通常標準被害率をいう。以下同じ。）を乗じて得た金額を、政府保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農作物政府保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該農作物政府保険区分に係る保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

19 特定組合等は、前項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第十四項、第十五項及び前項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

20 特定組合等は、第十八項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第二 都道府県連合会が行う損害の額の認定

1 都道府県連合会は、法第七十二条において準用する法第三十条第三号の規定による通知を受けた場合であつて、組合等（特定組合等を除く。以下第二において同じ。）が収穫前における検見又は実測の方法による収穫量の調査を行うときは、その通知に係る組合等の区域内の損害の額を認定するため、抜取調査の方法に準じて行う調査（以下「連合会抜取調査」という。）を実測の方法又は実測及び検見の方法により行わなければならない。ただし、当該組合等の共済金を支払うべき損害が軽微であることその他の理由により調査すべき耕地が著しく僅少である場合には、連合会抜取調査を検見の方法により行うことができる。

2 組合等が第一第一項から第四項までの規定による調査（収穫前における実測の方法により行うものに限る。）を行う場合において、都道府県連合会が当該調査に参加するときは、前項の規定にかかわらず、当該調査への参加をもつて連合会抜取調査に代えることができる。

3 組合等の区域に離島が含まれる場合において、組合等が当該離島における抜取調査を全て実測の方法により行つたときは、第一項の規定にかかわらず、都道府県連合会は連合会抜取調査を省略することができる。

4 都道府県連合会は、損害の額の認定を的確に行うため特に必要があると認めるときは、連合会抜取調査に併せて、共済事故による損害が発生した耕地の見回りによる調査（以下「見回り調査」という。）を行うものとする。

。

5 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を行わせるため、損害評価員を任命することができる。

6 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員により行うものとする。

7 都道府県連合会は、連合会抜取調査を行うため、当該都道府県連合会の区域を区分して連合会抜取調査を行う単位となる地区を定めることができる。この場合において、当該地区を定めたときは、当該地区ごとに、当該地区を担当する都道府県連合会の職員、損害評価会の委員又は損害評価員を指定しなければならない。

8 都道府県連合会は、連合会抜取調査、第二項の調査への参加及び見回り調査を終了したときは、損害評価会の意見を聴いて、組合等の連合会認定区分ごとの共済減収量又は共済減少額を算定し、これに基づき、共済金の支払見込額である損害の額を認定するとともに、当該共済減収量又は共済減少額及び損害の額を組合等に通知しなければならない。

9 都道府県連合会は、前項の規定による認定に係る共済減収量又は共済減少額及び損害の額並びに保険金の支払

見込額を政府再保険認定区分ごとに合計して、農林水産大臣に報告しなければならない。

10 前項の政府再保険認定区分は、農作物再保険区分（規則第二百三条に規定する農作物再保険区分をいう。以下同じ。）を共済金の支払時期により細分した区分として都道府県連合会が定める区分とする。

11 都道府県連合会は、第九項の規定により農林水産大臣に報告した損害の額の政府再保険認定区分ごとの合計が、政府再保険認定区分別の農作物通常責任共済金額（共済掛金区分ごと及び危険段階ごとの共済金額の総額に危険段階別農作物通常標準被害率を乗じて得た金額を、政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超える部分の金額が政府再保険認定区分別の農作物異常責任保険金額（当該共済金額の総額に規則第二百七条第一項の危険段階別農作物異常標準被害率を乗じて得た金額を政府再保険認定区分ごとに合計して得た金額をいう。）を超えると認めるときは、当該政府再保険認定区分の損害の額について農林水産大臣の認定を受けなければならない。ただし、農作物再保険区分ごとに、被害が僅少である場合その他の当該農作物再保険区分に係る再保険金が支払われないと見込まれる場合は、この限りでない。

12 都道府県連合会は、前項の規定による農林水産大臣の認定を受けたときは、その結果を組合等に通知しなければならない。

13 都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定を受けることができなかったときは、農漁業保険審査会に審査の請求を行う場合を除き、第八項、第九項及び第十一項の規定の例により、共済減収量又は共済減少額及び損害の額を修正して、改めて農林水産大臣の認定を受けなければならない。

14 都道府県連合会は、第十一項の農林水産大臣の認定に関し、農林水産大臣から意見を求められたときは、必要な資料を添えて農林水産大臣に意見を申し出なければならない。

第三 その他

1 組合等及び都道府県連合会は、第一及び第二の規定による損害の額の認定によることができない特異な損害が広範囲にかつ多数発生した場合は、これらの規定にかかわらず、農林水産省経営局長の承認を得た方法により損害の額の認定を行うことができる。

2 組合等及び都道府県連合会は、麦に係る共済減収量又は共済減少額の算定に当たっては、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第二条第四項に規定する対象農業者については、同法第三条第一項第一号に掲げる交付金に相当する数量又は金額を差し引くものとする。

3 組合等及び都道府県連合会は、その区域を管轄する地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務

所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。以下同じ。）に対し、共済事故が発生したときはその旨を、共済金又は保険金を支払うべき損害があると認めるときは災害の種類、災害の発生年月日、災害の場所、災害の程度その他の災害の状況を明らかにすべき事項を通知しなければならない。

4 組合等及び都道府県連合会は、この準則による損害の調査を行うため、地方農政局統計部等に対し、これらの調査に関し、その指導及び助言を要請することができる。

附 則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月二十三日農林水産省告示第四百十一号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の規定は、令和四年産の農作物に係る農作物共済の共済関係から適用し、令和三年以前の年産の農作物に係る農作物共済の共済関係については、なお従前の例による。

（施行期日）

1 この告示は、令和四年四月一日から施行する。

（農作物共済に関する経過措置）

2 この告示による改正後の農作物共済損害認定準則及び農作物共済基準収穫量等設定準則の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあつては、令和五年産のものに係る共済関係）当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、施行日前に共済責任期間が開始する農作物共済の共済関係（麦を共済目的とする共済関係にあつては、令和四年以前の年産のものに係る共済関係）、当該共済関係に係る保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。